

社会福祉法人恵愛福祉会役員等の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人恵愛福祉会(以下、「法人」という。)の役員等の報酬について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程でいう法人の役員等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 理事長
- (2) 理事
- (3) 監事
- (4) 評議員
- (5) 評議員選任・解任委員会委員
- (6) 苦情解決委員会第三者委員
- (7) 入所検討委員会第三者委員
- (8) その他理事長が必要と認めた者

(報酬の支給)

第3条 前条第1号から第4号に掲げる者には、勤務形態に応じて報酬を支給する。

- (1) 常勤役員(常勤専従の者をいう。)については、常勤業務内容に応じた報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員(前号に規定する常勤役員以外)及び評議員については、業務内容に応じた報酬を支給する。

(常勤役員の報酬の算出方法)

第4条 常勤役員に対する報酬の額は、次により定める。

- (1) 別表1①に定める額

(非常勤役員に対する報酬の算出方法)

第5条 非常勤役員に対する報酬の額は、次により定める。

- (1) 別表1②に定める額

(報酬の支給方法)

第6条 役員及び評議員に対する報酬の支給時期等は、次の各項により支給するものとする。

- 2 報酬の支給日は、毎年3月27日及び9月27日(報酬月額の設定のあるときは、毎月27日とし、また、その日が休日及び金融機関の休業日にあたる場合は、その前日を支給日とする。)ただし、役員及び評議員を離れたときは、役員及び評議員に属していた月の翌月の27日(その日が休日及び金融機関の休業日にあたる場合は、その前日を支給日とする。)とする。
- 3 役員及び評議員が年の中途において就任したときは、その就任の属する月から、

任期満了又は、辞職等により退任した場合は、その属した月までの月数により報酬を支給する。

- 4 報酬は、本人名義の指定された口座に振り込むものとする。ただし、法令に定めのあるものは、それらを控除して支給する。

(各委員会委員等の報酬の支給)

第7条 各委員会委員等が会議、研修又は法人の要請による立会等に出席したときは、別表2により支給する。

- 2 前項の報酬の支給方法は、翌月の 27 日(その日が休日及び金融機関の休業日にあたるときは、その前日を支給日とする。)とし、第 6 条第 4 項の規定を準用する。

(端数の処理)

第8条 報酬から法令等に定めのある金額等を控除して支給する場合に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(旅費の支給)

第9条 役員等が職務のため出張した場合は、別に定める旅費(費用弁償)規程により、支給するものとする。

(適用除外)

第10条 事業の職員を兼務する役員等は、この規程を適用しない。

- 2 法人の業績の著しい低下、その他やむを得ない事由がある場合は、第3条から第5条に規定する報酬等の支給の時期を延期し、若しくは、支給の額を減じ、又は、支給しないことがある。

(改廃)

第11条 この規程のうち、第4条から第6条についての改廃は、評議員会の承認を得なければならない。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については理事長が定める。

付 則

1. この規程は、平成30年 1月 1日から施行する。
2. 社会福祉法人恵愛福祉会役員等の報酬に関する規程(平成20. 1. 12、平成29. 4. 1 施行)は、廃止する。
3. この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。(第 6 条関係)
4. この規程は、平成30年 11 月 27 日から施行する。(第 7 条、第11条関係)

別表 1 (第4条関係)

① 常勤役員 (第2条第1項第1号)

役職名	役員報酬額
理事長	月額1,000,000円以内で、評議員会で定める額

② 非常勤役員(第2条第1項第1号から第4号)

役職名	役員及び評議員報酬額
理事長	月額300,000円以内で、評議員会で定める額
理事	年額 60,000円
監事	年額 60,000円
評議員	年額 40,000円

別表 2 (第7条関係)

各委員会委員等 (第2条第1項第5号から第8号)

各委員会委員等	報酬(1回につき)
評議員選任・解任委員会委員	10,000円
苦情解決第三者委員	10,000円
入所検討第三者委員	10,000円
その他理事長が必要と認めた者	10,000円